

エキスパート登録 **専門家から** の
ワンポイント
アドバイス

中山正文税理士事務所
 副所長 税理士

中山 美香

【略歴】

香川県内において夫婦で税理士事務所を開業しています。法人税、所得税の申告のほか、最近では事業承継や相続税の申告も積極的に行っています。



——— 2026年度税制改正

— 電子化対応には優遇、紙中心には厳しく（個人事業者編） —

【内 容】

2026年度（令和8年度）税制改正では、青色申告特別控除における電子化優遇・消費税の「3割特例」・基礎控除の拡大といった支援策がある一方で、インボイス制度の厳格化・電子帳簿保存対応の実質的義務化も強まっています。

■ 個人事業者にとってのメリットとなる改正

① 基礎控除の引上げ（減税効果）

所得税の基礎控除が拡大され、税負担の軽減が期待されます。

いわゆる「103万円の壁」見直しの流れの中で、個人事業主にも一定の恩恵があります。

→ 所得税の負担軽減

配偶者控除・扶養控除の要件緩和

配偶者・子ども・親を扶養している個人事業主にとってプラス要因

② 少額減価償却資産の特例拡大

これまで30万円未満だった少額減価償却資産の即時経費化の上限が、40万円未満へ引き上げられました。

高性能なパソコンや業務用機器などを購入した場合でも、減価償却をせず、一括で経費計上しやすくなります。

→ 節税しやすくなる

設備投資の判断がしやすくなる

③ インボイス「3割特例」の新設

現在の「2割特例」の終了後、新たに個人事業者向けの「3割特例」が導入されます。

売上に係る消費税額のうち、30%を納税すればよい簡易的な制度で、主に免税事業者からインボイス登録を行った小規模事業者が対象となります。

→ 消費税計算が簡単になり、事務負担緩和につながる

■ 個人事業者にとってのデメリット

① インボイス経過措置の縮小

免税事業者からの仕入れに対する仕入税額控除割合が段階的に縮小されます。

現在の80%控除が、改正後は以下のように引き下げられます。

2026年10月～：70%

2028年10月～：50%

2030年10月～：30%

免税事業者との取引は、今後さらに不利になりやすと考えられます。

→ 「インボイス登録をしてください」と取引先から求められる圧力が、さらに強まる可能性がある

② 青色申告特別控除の“電子化優遇”強化

紙申告には厳しく、電子化対応を進める方向性がより明確になっています。

紙で申告による控除が55万円から10万円に縮小します。要件を満たした場合75万円の控除が導入されるので電子帳簿保存やe-Tax対応の重要性がさらに高まります。

→ 紙ベースで決算書・申告書を作成している事業者対応が必要

■ まとめ

個人事業者の視点で見ると、今回の改正は、「電子化対応できる事業者には優遇、紙中心の事業者には厳しく」という方向性が、かなり明確になった改正といえます。